

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第33回）

- 日時：令和2年9月12日（土） 午後10時～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、鳥取市保健所
- 議題：
 - （1）県内24～31例目の無症状病原体保有者の概要について
 - （2）その他

県内における新型コロナウイルス感染症患者・無症状病原体保有者の確定について
(23例目第4報、24～31例目・第2報)

23～31例目

	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過	国外、県外へ の移動歴	現在の患者 の状況
23例目	30代	男性	栃木県					
24例目	30代	男性	群馬県					
25例目	40代	男性	静岡県					
26例目	50代	男性	栃木県					
27例目	20代	男性	群馬県					
28例目	30代	女性	群馬県					
29例目	30代	男性	群馬県					
30例目	20代	男性	群馬県					
31例目	30代	男性	栃木県					

対応方針

1. 患者対応

9月12日 感染症指定医療機関に入院

2. 23～31例目の濃厚接触者(9/12陰性確認者)への対応

- 最終接触日より2週間の健康観察
- 外出自粛要請

➡2週間の健康観察期間中に本県に滞在される場合は、
宿舎での継続滞在又は宿泊療養施設の利用を調整

※宿舎は保健所指導のもと、消毒を本日から及び夜に実施

3. その他の対応

- 接触者等で検査を希望する方等に対し、PCR検査を実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県に情報提供を行う。

医療提供体制

1. 入院体制について(9月12日時点)

確保病床(A)		入院者(C)	C/A	C/B
	即応病床(B)			
313床	161床	9人	2.9%	5.6%

2. 宿泊療養体制について

- ◆ 1施設(66室)を開設済み
※9月12日現在、利用者なし

鳥取県版新型コロナ警報

地域	発令区分	発令期間
全県【重点地域：西部】	警報	9月26日まで

※発令期間は状況に応じ延長

<感染防止対策の徹底>

- クラスターの発生により、「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」に基づき、速やかに当該箇所の感染拡大防止措置を講ずる
- 特措法24条9項による要請も必要に応じて検討
- 感染予防の徹底を全県の各学校に呼びかける

<検査・医療体制の強化>

- 保健所機能を強化（積極的疫学調査、発熱・帰国者・接触者相談センター窓口）
- 医療・福祉施設の感染防止対策の徹底
- 医療機関の必要物資供給体制の強化、患者用の病床確保

<保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続>

- 疫学調査への応援のほか、検体搬送、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢を継続
- 県庁から職員を派遣（検体搬送、相談窓口、ドライブスルー検体採取等）
- 上記の業務のほか、予備的要員として必要な人員を準備

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等 に関する条例に基づく今後の対応方針

感染者が滞在していた宿舎で、新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが確認されたため、条例に基づき、以下のとおり対応します。

根拠条文と対応指針

（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

⇒まん延防止のため、会社側に対して速やかな措置の実施について協議する。

（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

⇒施設の従業者、利用者等の全てに連絡してPCR検査を実施した。従って現在のところは公表には及ばない。

（必要な措置の勧告）

第8条第1項 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

⇒施設の管理者が、第6条第1項に基づく対策を速やかに講じない場合は、施設の使用を停止し、感染防止対策を適切に講ずるよう勧告する。

県民の皆様 県内にいらっしゃった皆様へ

<県民の皆様へのお願い>

ご自身と大切な人と地域を守ろう！ 会食・三密に注意しよう！

◆鳥取県内で初めてクラスターが発生したことについて、これまでの感染事例以上にご不安の方も少なくないと思います。今回のクラスターは、県外からお仕事で県内にお越しになられた方々で、宿舍の集団生活内で発生した可能性が高いと現状では考えられ、行動履歴等について現在詳細に調査中ですが、市中への感染のリスクが広がっている状況ではないものと考えます。県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとっていただくようお願いします。

◆患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。

新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。

◆秋の4連休も控え、観光や外出の機会も増える時期になりました。身近なところで感染する可能性もありますので、引き続き感染予防に努めてください。

◆親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いいたします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。

①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底してください。

②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底していただきますようお願いいたします。

③倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさけていただくようお願いいたします。

◆医療機関を受診したいと思ったときは事前に電話して指示に従うようにしましょう。

◆少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

[東部] TEL0857-22-5625 (鳥取市保健所) [中部] TEL0858-23-3135・0858-23-3136 (倉吉保健所)

[西部] TEL0859-31-0029 (米子保健所)

- ◆お店を利用する際は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」、「新型コロナ対策認証事業所」(業界団体等からの推薦を受け、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所)を積極的に活用しましょう。
- ◆事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に行ってください。
- ◆ご自身の予防と感染拡大防止のため、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」などを活用しましょう。

＜県内にいらっしゃった皆様へのお願い＞

- ◆新型コロナウイルスは、高齢者や基礎疾患のある方では重症化するリスクが高いことも報告されています。高齢人口が3割近くに進み、医師や看護師、医療機関などの医療資源も限られている鳥取県では、感染が拡大すればその影響は大きいものとなります。
- ◆自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。少しでも体調が悪ければ出歩かず、「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用や手洗いなど、感染予防に万全の注意を払っていただきますよう強くお願いします。
- ◆ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や本県が独自に実施している通知サービス「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」などを活用しましょう。

＜県外にお出かけされる皆様へのお願い＞

- ◆感染拡大地域にお出かけの県民の皆様は、県ホームページで毎日更新している「感染警戒地域」情報を参考にしてください、感染予防を徹底し、警戒していただきますようお願いいたします。
 - 【特別感染警戒地域】(9都府県)
千葉県、東京都、神奈川県、石川県、三重県、京都府、大阪府、福岡県、沖縄県
 - 【重要感染警戒地域】(10県)
宮城県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、愛知県、兵庫県、奈良県、山口県、熊本県
 - 【感染警戒地域】(13道県)
北海道、栃木県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、大分県、鹿児島県 (R2.9.12現在)
- ◆感染が拡大している地域に行かれる場合は、「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用や手洗いなど、感染予防に万全の注意を払っていただきますよう強くお願いします。
- ◆ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や訪問された地域の通知サービス等を活用しましょう。